

## 議案第2号

### 平成29年度 事業計画（検査）（案）

#### 1 水質検査

##### (1) 飲料水検査

- ア 一般家庭、飲食店等の水質検査
- イ 学校薬剤師による簡易検査後の水質検査
- ウ 学校での簡易検査後の採水、水質検査

##### (2) プール水質検査

- ア 一般遊泳用の水質検査
- イ 学校薬剤師による簡易検査後の水質検査
- ウ 学校での簡易検査後の採水、水質検査

##### (3) その他

- ア 学校薬剤師会への協力
  - a ・データのフィードバックによる指導及び助言のサポート

#### 2 衛生検査

##### (1) 腸内細菌検査

- ア 飲食物取扱者、幼児施設、福祉施設関係者等の腸内細菌検査
- イ 上記施設等への実習予定者の腸内細菌検査
- ウ 飲食物取扱者等の寄生虫卵検査

##### (2) 尿検査

- ア 幼稚園、小学校、中学校等の児童生徒及び教職員の尿検査

##### (3) その他

- ア 幼児、児童生徒等を対象としたぎょう虫卵検査

#### 3 医薬品検査

##### (1) 広島県健康福祉局薬務課からの委託検査

- ア 医薬品（後発医薬品を含む）の検査
  - a ・成分定量試験
  - b ・崩壊試験
- イ 無承認無許可医薬品等の検査
  - a ・成分定性試験

##### (2) 薬局及び民間業者からの依頼検査

- ア 医薬品原料及び資材の検査
  - a ・日本薬局方による試験
  - b ・薬局方外医薬品規格による試験
  - c ・医薬品添加物規格による試験
- イ 薬局製剤の検査
  - a ・薬局製剤業務指針による試験
  - b ・社内規格試験
- ウ 会員及び他県薬剤師会への協力
  - a ・計画的試験検査の実施

##### (3) その他

ア 流通している医薬品の検査

#### 4 家庭用品検査

##### (1) 衣類等

ア 直接肌に触れるものを対象にしたホルムアルデヒド及び水銀の検査

##### (2) 洗剤

ア 成分定量試験

イ 容器に係る試験

##### (3) その他

ア 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に該当する品目のホルムアルデヒド及び水銀の検査

#### 5 化学物質空気検査

##### (1) 学校教室等

ア 幼稚園、小学校、中学校等における、空気中のホルムアルデヒド及びトルエンの検査

イ 一般家庭における、空気中のホルムアルデヒド及びトルエンの検査

##### (2) 学校薬剤師会への協力

ア データのフィードバックによる指導及び助言のサポート

#### 6 その他、必要と認められる事業